

始良中央地区合併協議会

第26回会議



溝辺町ケーブルテレビスタジオ



溝辺町多目的交流施設「上床どーむ」

平成16年6月10日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第26回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成 16 年 6 月 10 日 (木) 午後 1 時 30 分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告 P 1
- 4 議 事
(前回提案された事項) (第25回資料)
 - (1) 協議第 66 号 使用料、手数料等の取扱いについて (協定項目 16)
 - (2) 協議第 67 号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて (協定項目 24)
 - (3) 協議第 68 号 コミュニティ施策の取扱いについて (協定項目 25-21)
 - (4) 協議第 69 号 その他事業【温泉事業】の取扱いについて (協定項目 25-27-⑧)
- 5 住民説明会資料 (素案) について
- 6 その他
 - ・市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続きについて P 2～ 9
 - ・次回の会議日程等について
- 7 閉 会

<当日配付資料>

- ・住民説明会資料 (素案)

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き）第26回協議会

期 日	内 容	備 考
5月27日(木)	第25回協議会 13:30 多目的ホール 学校教育分科会 9:00 隼人町	総務班 調整班
5月28日(金)	商工分科会 13:00 国分市 企画分科会 13:30 国分市 総務分科会 13:30 国分市	調整班
5月31日(月)	養護施設分科会 9:30 国分市 耕地分科会 9:30 横川町 社会福祉分科会 13:30 隼人町 社会教育分科会 13:30 溝辺町	調整班
6月1日(火)	農業分科会 13:30 国分市 教育総務分科会 14:00 溝辺町	調整班
6月2日(水)	社会体育分科会 13:30 隼人町 給食分科会 14:00 隼人町 電算・戸籍合同分科会 13:30 国分市 環境保全分科会 14:00 霧島町	調整班
6月3日(木)	第26回幹事会 13:30 多目的ホール 合併担当課長会議：幹事会終了後 企画専門部会 15:00 国分市 健康分科会 9:30 国分市	総務班 計画班 調整班
6月4日(金)	福祉専門部会 9:30 隼人町 住民専門部会（健康）13:30 国分市 人事分科会 9:30 国分市 消防防災分科会 13:30 国分市 商工分科会 13:30 国分市 総務分科会 13:30 国分市	調整班
6月8日(火)	観光分科会 13:30 牧園町 社会教育分科会 13:30 溝辺町 林業分科会 13:30 福山町	調整班
6月9日(火)	教育専門部会 9:30 溝辺町 出納分科会 13:30 国分市	調整班
6月10日(木)	第26回協議会 13:30 多目的ホール 土木分科会 14:00 国分市	総務班 調整班

<今後の予定>

6月11日(金)	学校教育分科会 9:00 隼人町 介護保険分科会 15:00 国分市	調整班
6月15日(火)	社会教育分科会 13:30 溝辺町 観光分科会 13:30 牧園町	調整班
6月17日(木)	第27回幹事会 13:30 多目的ホール	総務班
6月18日(金)	商工分科会 13:30 国分市	調整班
6月21日(月)	学校教育分科会 9:00 隼人町	調整班
6月22日(火)	社会教育分科会 13:30 溝辺町 観光分科会 13:30 牧園町	調整班
6月24日(木)	第27回協議会 13:30 多目的ホール	総務班

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続き一覧(県関係)

※ 原則として、法人(会社)及び組織名を変更する場合は、変更の手続きが必要となります。

No.	担当部・課(事務所)	件名	該当者	住所変更の手続き	
				要・不要	手続きの方法等
1	各公益法人所管課	定款又は寄附行為の変更認可の申請	公益法人	不要	事務所の住所変更手続きは必要ありません。
2	学事文書課 私立幼稚園係 099-286-2146	宗教法人の規則変更	宗教法人	要	規則の変更届けが必要です。
3	学事文書課 私立学校係 私立幼稚園係 099-286-2146	学校法人の変更登記	学校法人	要	変更登記完了届けが必要です。
4		学校法人の寄附行為の変更	学校法人	要	学校法人寄附行為一部変更届けが必要です。
5		私立学校の学則(園則)変更	私立幼稚園、小、中、高等学校、専修学校、各種学校	要	学則(園則)変更届けが必要です。
6	各総務事務所 鹿児島 099-223-0161(代) 加世田 0993-51-3111(代)	免税軽油使用者証	免税軽油の使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免税証の交付申請時に使用者の住所変更を行います。
7	川内 0996-23-5151(代) 加治木 0995-63-3111(代)	免税軽油共同使用者証	免税軽油の共同使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免税証の交付申請時に使用者の住所変更を行います。
8	大隅 0994-82-1111(代) 鹿屋 0994-43-3121(代)	軽油引取税に係る営業の開廃業の届出書	元売業者、特約業者及び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
9	各支庁財務課 熊毛 0997-22-1131(代) 大島 0997-53-1111(代)	軽油引取税に係る販売契約の締結等の届出書	元売業者、特約業者及び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
10		軽油引取税に係る特別徴収義務者登録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
11		ゴルフ場利用税に係る登録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
12		法人の異動届出書	納税義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
13	自動車税管理事務所 099-261-5611 各総務事務所 各支庁財務課	自動車税、自動車取得税申告書	自動車の取得者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
14	消防防災課 保安係 099-286-2262	高圧ガス関連・製造等の許可・届出	高圧ガス取扱事業者	一部要	市町村名のみの変更については住所変更の手続きは必要ありませんが、字名等が変更となる場合は、変更手続きが必要です。
15		高圧ガス関連・LPガス設備士免状	設備士免状取得者		
16		火薬類・譲受、消費等の許可・届出	火薬類取扱事業者		
17	選挙管理委員会事務局 099-286-2237	政治団体の異動届	政治団体の代表者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
18	県民交流センター 099-221-6611 各総務事務所 加世田 0993-53-3111(代) 川内 0996-23-5151(代) 加治木 0995-63-3111(代) 大隅 0994-82-1111(代) 鹿屋 0994-43-3121(代)	旅券(パスポート)	有効旅券所持者	不要	住所変更の手続きの必要はありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正していただいて結構ですが、他のページに書き込みをすると無効となりますのでご注意ください。
19	各支庁総務課 熊毛 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2211 大島 0997-53-1111(代) 瀬戸内 0997-72-2111 喜界 0997-65-2091(代) 徳之島 0997-82-1333(代) 沖永良部 0997-92-1632(代)	旅券(パスポート)	旅券申請者	—	旅券発給申請のために申請前6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。
20	企画調整課 土地対策係 099-286-2363	不動産鑑定業者の登録	不動産鑑定業者	要	変更の手続きを行ってください。
21		不動産鑑定士の登録	不動産鑑定士	要	変更の手続きを行ってください。

22	環境生活部	県民生活課 企画調整係 099-286-2518	特定非営利活動法人の認 証	左記の認証を受けてい る方	要	定款記載の住所変更を行い、届け出を 行ってください。(変更時期は、合併後 直近の総会後で結構です。)
23		県民生活課 消費生活係 099-286-2521	消費生活協同組合の定款 変更の届出及び認可	消費生活協同組合	要	組合の事務所の所在地についての定款 変更を行い届け出てください。 なお、組合の区域が変更になる場合 は、定款変更を行い認可申請を行って ください。
24		環境整備課 一般廃棄物係 099-286-2599	一般廃棄物処理施設設置 許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
25		環境整備課 産業廃棄物係 099-286-2600	産業廃棄物処理業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
26			産業廃棄物処理施設設置 許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
27		環境保護課 野生生物係 099-286-2616	鳥獣捕獲許可証	左記許可証等の所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時に併せて手続き を行ってください。 なお、書き換えを希望される方は、市 町村の担当窓口で手続きができます。 (なお、一部の捕獲許可については、県 が窓口になります。)
28			鳥獣飼養登録票			
29		環境保護課 自然公園係 099-286-2617	自然公園法に係る許認可	許認可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
30		環境管理課 水質係 099-286-2629	水質汚濁防止法に係る特 定施設の設置届出	左記の届出をされてい る方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名・組織名等が 変わる場合には変更手続きが必要です。
31		環境管理課 大気係 099-286-2627	大気汚染防止法に係るば い煙、一般粉じん及び特 定粉じん発生施設の設置 届出	左記の届出をされてい る方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名・組織名等が 変わる場合には変更手続きが必要です。
32		環境管理課 環境管理係 099-286-2624	ダイオキシン類対策特別 措置法に係る特定施設の 設置届出	左記の届出をされてい る方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
33		環境管理課 環境管理係 099-286-2624	鹿児島県公害防止条例に 基づく特定施設の届出 (騒音、汚水、ばい煙、 粉じん、悪臭)	左記の届出をされてい る方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名・組織名等が 変わる場合には変更手続きが必要です。
34		環境政策課 計画推進係 099-286-2586	フロン類回収業及び引取 業の登録	左記の登録を受けてい る方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
35		環境政策課 環境保健係 099-286-2584	水俣病総合対策医療事業 の医療手帳、保健手帳、 治研手帳	左記手帳保持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、手帳の書き換えを希望される方 は、当課で手続きができます。
36		保健福祉部	医務課 医療歯科保健係 099-286-2707	定款(寄附行為)変更認 可申請	医療法人	要
37	病院・診療所等許可指令 書		病院・診療所等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
38	助産所・施術所・歯科技 工所開設届		届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
39	健康増進課 疾病対策係 099-286-2714	被爆者健康手帳	手帳等の交付を受けて いる方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市町村窓口 で手続きができます。	
40		第一種健康診断受診者証				
		第二種健康診断受診者証				
41		原爆諸手当証書	証書の交付を受けてい る方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市町村窓口 で手続きができます。	
42		被爆体験者医療受給者証	受給者証の交付を受け ている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市町村窓口 で手続きができます。	
43		特定疾患医療受給者証 特定疾患登録者証	受給者証、登録者証の 交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	

44	健康増進課 疾病対策係 099-286-2714	訪問介護利用者負担額減額認定証	認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。書き換えを希望される方は、市町村窓口で手続きができます。
45		訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証			
46	社会福祉課 調査援護係 099-286-2830	戦傷病者手帳	戦傷病者手帳保持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
47		恩給受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
48	介護国保課 審査育成係 099-286-2676	介護保険指定事業所の指定	介護保険指定事業所の指定を受けている者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、指定書の書換えを希望される方は、指定書を添付のうえ、申し出てください。
49	障害福祉課 各福祉事務所 鹿児島 099-223-0161(代) 揖宿 0993-22-2171(代) 川辺 0993-51-3111(代)	身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手続きを行ってください。
50		身体障害者福祉法による医師指定書	身体障害者福祉法による指定医師	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
51	北薩 0996-22-8650 始良 0995-63-3111(代)	支援費制度事業者指定書	支援費制度サービス提供指定事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
52	曾於 0994-82-1111(代) 肝属 0994-43-3121(代)	支援費制度受給者証	支援費制度の受給を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手続きを行ってください。
53	各支庁等福祉課 熊毛 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2235 大島 0997-53-1111(代)	療育手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手続きを行ってください。
54		瀬戸内 0997-72-0186 喜界 0997-65-0114 徳之島 0997-82-0233	精神障害者保健福祉手帳	左記手帳をお持ちの方	不要
55	沖永良部 0997-92-0121 与論 0997-97-2274	精神障害者通院医療費公費負担患者票	左記患者票をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新しい住所になります。
56	保健福祉部 ハートピアかごしま 099-220-5165	育成医療の給付	認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
57	児童福祉課 施設福祉係 099-286-2771	保育所の設置認可	保育所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて手続きを行ってください。
58		保育所の設置届け	市町村	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて手続きを行ってください。
59		認可外保育施設の開設届け	認可外保育施設	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて手続きを行ってください。
60	児童福祉課 児童育成係 099-286-2763	保育士登録	保育士	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
61		児童手当	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
62	児童福祉課 家庭福祉係 099-286-2766	児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所等は更新時に変更しますので合併時に住所変更の手続きは必要ありません。
63		特別児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
64		母子寡婦福祉資金貸付制度	左記の貸付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
65	児童福祉課 母子保健係 099-286-2775	小児慢性特定疾患治療研究事業	本事業認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。
66		未熟児養育医療の給付	認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
67	薬務課 薬務係 099-286-2806	薬局・医薬品製造業・販売業許可証（一般・特例・薬種商）	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
68		毒物劇物製造業・販売業登録票（一般・農薬用品目・特定品目）	左記の登録票の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
69	薬務課 麻薬係 099-286-2804	麻薬取扱者免許証（卸業者・小売業者・施業者、管理者、研究者）	左記の免許証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。

70	保健福祉部	生活衛生課 各保健所	食品の営業許可	食品の営業許可を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
71		指宿 0993-22-2171(代) 加世田 0993-53-2315 伊集院 099-273-3111(代)	理容所、美容所、クリーニング所の位置等の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。検査済証の書換えを希望される方は、管轄の保健所で受け付けます。
72		川薩 0996-23-3165 出水 0996-63-3111(代)	旅館業、公衆浴場業、興行場の営業許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
73		大口 0995-22-2111(代) 加治木 0995-63-3111(代) 隼人 0995-42-0480	建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
74		志布志 0994-72-1021 鹿屋 0994-43-3121(代)	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
75		西之表 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2024	温泉掘削等の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
76		名瀬 0997-52-5411 徳之島 0997-82-0149	温泉利用許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
77			と畜場法に係る許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
78	各社会福祉法人の所管課	社会福祉法人の認可	同法人	不要	住所変更の手続は必要ありません。定款変更時に併せて手続きを行ってください。	
79	商工観光労働部	商工政策課 商業貿易係 099-286-2931	大規模小売店舗立地法の届出	大規模小売店舗を設置する者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、大規模小売店舗立地法に基づく届出をしている店舗であって、合併に伴い店舗の名称、設置する者又は小売業者名を変更する場合は変更届が必要となります。
80		計量検定所 099-269-5161	計量証明事業登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて手続きを行ってください。
81			特定計量器の修理事業の届出	届出している修理事業者		
82			特定計量器の販売事業の届出	届出している販売事業者		
83			適正計量管理事業の指定	指定を受けている適正計量管理事業所		
84		経営金融課 金融係 099-286-2946	貸金業の登録	貸金業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届出時に併せて手続きを行ってください。
85		工業振興課 工業指導係 099-286-2965	電気工事業登録証	電気工事業の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届出時に併せて手続きを行ってください。
86			電気工事士免状（第1種、第2種）	電気工事士免状を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免状の住所の欄は、ご自身で訂正していただいで結構です。
87		工業振興課 鉱政係 099-286-2964	採石業者登録及び岩石採取計画の認可	採石業者登録を受けている業者	要	採石法に基づく登録を受けている場合、登録の変更手続きを行ってください。なお、現在、採取計画の認可（適用除外を含む）を受けている場合は、併せて採取計画の変更手続きを行ってください。
88			砂利採取業者登録及び砂利採取計画の認可	砂利採取業登録を受けている業者	要	砂利採取法に基づく登録を受けている場合、登録の変更手続きを行ってください。なお、採取計画の認可を受けている場合は、併せて採取計画の変更手続きを行ってください。
89		企業立地推進室 099-286-2985	工場立地法の届出	特定工場を設置する者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、工場立地法に基づく届出をしている工場であって、合併に伴い工場（会社）の名称を変更する場合は、変更届が必要となります。
90		観光課 企画開発係 099-286-2994	旅行者、旅行者代理業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
91			通訳案内業免許証	免許証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
92		労働政策課 民間訓練係 099-286-3019	認定職業訓練を受ける事業所等の所在地	認定職業訓練を行う事業主等	要	変更の手続きを行ってください。

93	農業経済課 農協指導係 099-286-3124	農業協同組合の定款変更認可	農業協同組合	要	組合の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。
94		農事組合法人の定款の変更の届出	農事組合法人	要	法人の地区についての定款変更を行い、届出を行う必要があります。
95	食の安全推進課 生産環境係 099-286-2891	普通肥料の登録	普通肥料の登録をしている業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書又は書換交付申請書により食の安全推進課にて手続きを行ってください。
96		特殊肥料生産業者の届出	特殊肥料生産業者の届を出している業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書により生産をおこなう事業所の場所を所管する支庁・農林（水産）事務所にて手続きを行ってください。
97		指定配合肥料生産業者の届出	指定配合肥料の届を出している業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書により食の安全推進課にて手続きを行ってください。
98		肥料販売業の届出	肥料販売業の届を出している業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書により販売をおこなう事業所の場所を所管する支庁・農林（水産）事務所にて手続きを行ってください。
99		農薬販売業の届出	農薬販売業届を出している業者	要	住所変更の手続きは、最寄りの支庁・農林事務所にて、合併日から2週間以内に、変更届により手続きを行ってください。
100		畜産課 衛生環境係 099-286-3224	動物用医薬品販売許可	左記の許可を受けている方	不要
101	飼育動物の診療施設の開設届出		動物診療獣医師	不要	住所変更手続きは必要ありません。
102	家畜人工授精師免許		免許を受けている方	要	変更届の手続きを行って下さい。
103	畜産課 中小家畜係 099-286-3224	家畜商免許証	左記の免許証の交付を受けている方	要	変更届の手続きを行って下さい。
104	畜産課 草地飼料係 099-286-3219	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届出	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届を出している方	要	変更届の手続きを行って下さい。
105	農地整備課 計画管理室 099-286-3253	海岸保全区域占用許可（※海岸保全区域の内、農林海岸のみ農地整備課所管。漁港、港湾等は他課所管です。）	占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
106		公有財産使用許可（※公有財産の内、土地改良施設について農地整備課所管です。）	占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
107	林務水産課 漁協係 099-286-3336	水産業協同組合の定款変更の届出	水産業協同組合	要	組合の地区についての定款変更を行い、届出を行う必要があります。
108	森林保全課 森林保全係 099-286-3391	林地開発許可申請	左記の許可を受けているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
109	森林保全課 保安林係 099-286-3390	保安林指定（解除）申請書	左記の申請を行っているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、申請地番については、告示の関係で変更を要する場合があります。
110		保安林（保安施設地区）指定施業要件変更申請書	左記の申請を行っているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、申請地番については、告示の関係で変更を要する場合があります。
111		保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書	左記の申請を行っているもの又は許可を受けているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要ありません。
112	森林保全課 保安林係 099-286-3390	保安林（保安施設地区）作業許可申請書	左記の申請を行っているもの又は許可を受けているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要ありません。

113	林務水産部	森林保全課 保安林係 099-286-3390	保安林（保安施設地区） 内間伐（択伐）届出書	左記の届出を行っているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要ありません。
114		森林保全課 保護猟政係 099-286-3394	捕獲許可証	左記許可証等の所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
115			従事者証			
116			狩猟免状			
117			狩猟者登録証			
118		水産振興課 漁業調整係 099-286-3428	漁業の許可	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。漁業許可更新時に住所の変更を行います。なお、更新時までに変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。
119			漁船登録票	左記の登録票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。
120			船籍票	左記の船籍票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。
121			共同・定置漁業権の免許	左記の免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
122			遊漁船業者の登録	遊漁船業者の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
123			区画漁業権の免許	左記の免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
124			漁港課 管理係 099-286-3459	漁港施設利用の届出	県管理漁港施設の利用届出をされている方	不要
125		漁港施設占用の許可（工作物設置、水面占用を含む）		県管理漁港施設の占有許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
126		漁港指定施設使用の許可		県管理漁港指定施設の使用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
127		監理用地課 建設業係 099-286-3490	建設業の許可	左記の許可証の交付を受けている方（合併時点で有効なものに限る）	一部要	市町村名のみの変更については住所変更の手続きは必要ありませんが、大字・小字等までの変更については変更手続きが必要です。（大臣許可業者も同様です。）ただし、合併に伴い会社（組織）名を変更する場合は、手続きが必要となります。
128			浄化槽工事業の登録・（特例浄化槽工事業者）届出	左記の登録又は届出をなされた方（登録については、合併時点で有効なものに限る）		
129			解体工事業の登録	左記の登録をなされた方（合併時点で有効なものに限る）		
130	建設工事入札参加資格の変更届		参加資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
131	道路維持課 管理係 099-286-366	道路占用許可	道路の占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
132	河川課 管理係 099-286-3566	河川・海岸・海底の土地の占用等の許可	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
133	砂防課 工事事務係 099-286-3614	砂防指定地内の行為許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請に併せて手続き行ってください。	
134		砂防指定地内の占用許可	左記の許可を受けている方			
135		急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	左記の許可を受けている方			
136		地すべり防止区域内の行為許可	左記の許可を受けている方			
137	港湾課 管理係 099-286-3636	港湾施設使用許可書	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請に併せて手続きを行ってください。	
138	港湾課 調整係 099-286-3653	港湾区域内の水域又は公共空地の占用許可書				
139		港湾区域内の水域又は公共空地での土砂採取許可書				

140	都市計画課 調整係 099-286-3678	屋外広告業の届出	屋外広告業の届出済事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届の際に、併せて手続きを行ってください。		
141		屋外広告物の表示・設置の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新の際に、各市町村の窓口で併せて手続きを行ってください。		
142		建築課 管理係 099-286-3707	宅地建物取引業者免許	免許所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や名簿登録事項変更届提出時に新住所で手続きを行ってください。 免許証の書換を希望される業者は書換え交付申請書を提出してください。	
143			宅地建物取引主任者資格	資格登録者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。資格登録簿変更登録申請書提出時に新住所で手続きを行ってください。	
144			宅地建物取引主任者証	主任者証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や資格登録簿変更登録申請書提出時に新住所で手続きを行ってください。 主任者証の書換を希望される方は書換え交付申請書と主任者証を提出してください。	
145		建築課 計画指導係 099-286-3710	建築士事務所登録	建築士事務所の開設者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新住所で手続きを行ってください。	
146	建築士住所		建築士	不要	住所変更の手続きは必要ありません。		
147	総務課 企画調整係 099-286-5191	定款又は寄付行為の変更認可申請	公益法人	不要	事務所の住所変更手続きは必要ありませんが、定款又は寄付行為上の住所表示を変更したい場合は、変更認可申請が必要です。		
148		県立図書館 099-224-9511	県立図書館の図書貸出券	図書貸出券所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
149		文化財課 指定文化財係 099-286-5355	国及び県指定文化財	所有者及び管理者	要	所定の届書に指定書（史跡、名勝、天然記念物を除く）を添えて、県教育委員会に提出してください。	
150			文化財課 企画助成係 099-286-5353	銃砲刀剣類の登録	所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
151			福利厚生課 年金給付係 099-286-5220	恩給受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
152	生活安全企画課 099-206-0110(代) 又は最寄りの警察署	風俗営業許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。書き換えを希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行ってください。 なお、警備員指導教育責任者資格者証及び警備員に係る検定合格証については、交付を受けた警察署で手続きができます。		
153		古物営業許可証					
154		質屋営業許可証					
155		古物市場主許可証					
156		警備業認定証					
157		警備員指導教育責任者資格者証					
158		警備員に係る検定合格証					
159	生活保安課 099-206-0110(代) 又は最寄りの警察署	猟銃・空気銃所持許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。新規許可や更新許可申請時に併せて手続きを行ってください。 なお、書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。		
160		銃砲所持許可証					
161		刀剣類所持許可証					
162		人命救助等に従事する者届出済証明書					
163		使用人届出済証明書					
164		猟銃用火薬類等譲受許可証					

165	警察本部	交通企画課	緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証	指定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
166		099-206-0110(代)	緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認証	確認証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
167		又は最寄りの警察署	自動車運転代行業認定証	認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
168		交通規制課	自動車保管場所証明	自動車保管場所証明書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
169		099-206-0110(代)	通行禁止・駐車禁止除外標章・許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
170		又は最寄りの警察署	乗車又は積載の制限外許可証	制限外許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
171		免許管理課 099-206-0110(代) 又は最寄りの警察署	自動車運転免許証	市町村合併に伴う住所表示の変更が生じた免許証保有者	要	免許証の本籍・住所の変更が必要です。 合併後、警察署（交番・駐在所含む）又は交通安全センターで手続きができます。なお、免許証の更新時に併せて行うこともできます。